

[6]「大森ふるさとの浜辺公園」の取組み（東京都・大田区）

■ 取組みの概要・背景

「大森ふるさとの浜辺公園」周辺の大田区の海域は、埋立に伴う漁業権放棄で昭和 38 年に海苔生産の歴史を閉じるまでは、海苔づくりの盛んな場所であった。大森にて漁業権を放棄したのは約 1000 軒であり、地域には、先祖代々、日本一の海苔生産を行ってきたという自負と浜辺への愛着がある。また、昔からの人の繋がりが比較的に残っており、町会や自治会といった地域活動が機能しているという特徴もある。

大田区を南北に走る京浜運河の東側が埋立地であり、公園が整備されることとなる運河に面した場所も、昭和 56 年当時は埋立て下水処理施設と一部緑地を建設する計画であった。しかし、周辺住民等の反対により計画が保留となり、平成 5 年に大森海岸の再生というテーマの緑地計画案に見直された。大田区では、これに対して、地元の合意を得た計画策定を行うことが課題であった。そこで、平成 14 年に「大森ふるさとの浜辺を考える会」を発足させて、一般公募も含めた 55 名の住民等による公園計画の調整・検討を行うなどし、周辺海岸の原風景や環境の復元を目指した計画を策定した。

■ この取組みで行われた総合的沿岸域管理

- ・公園整備事業の計画策定に際して発足した「大森ふるさとの浜辺公園を考える会」では、区報による一般公募が行われ、23 の町会・自治会や自然保護団体・スポーツ団体等も加わった多様な利用者・関係者による体制により、区民と行政が同じテーブルについて調整・合意形成が行われた。
- ・野鳥の生息場を作りたい自然保護団体やスポーツ利用に重点を置くスポーツ団体、海苔養殖が盛んだった頃の昔の海岸を復元したい地元住民などの、複数の利用方法に対する調整が行われ、地元住民の意見を反映した原風景復元を中心とした計画となった。完成後は、アサクサノリの生育観察実験やスポーツイベントの実施など、地元住民の自主的な活動・取組みが精力的に推進されている。

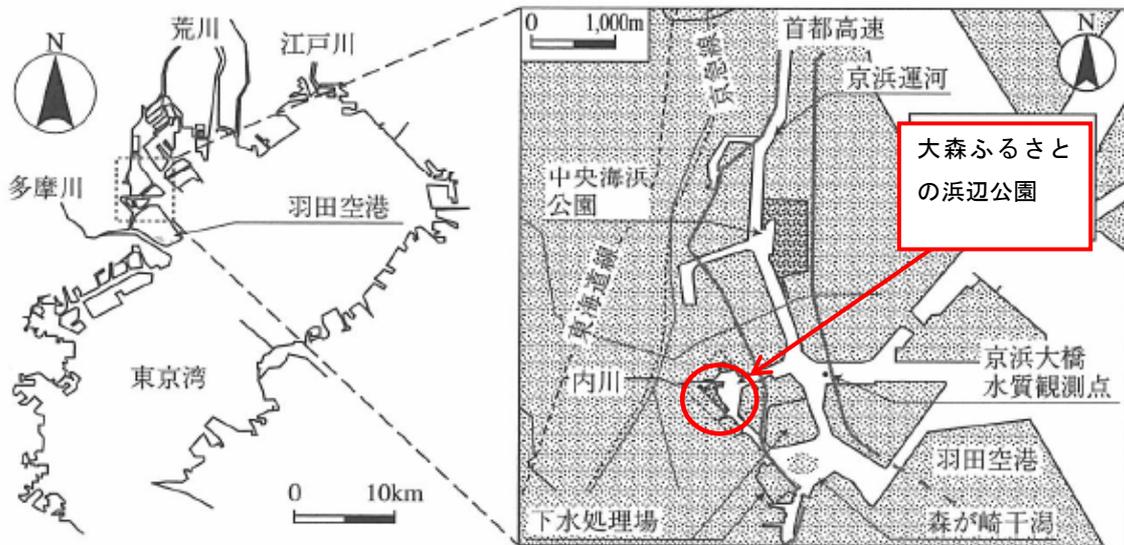
■ 成功のポイント

時期を限定した濃密な議論が合意形成の鍵

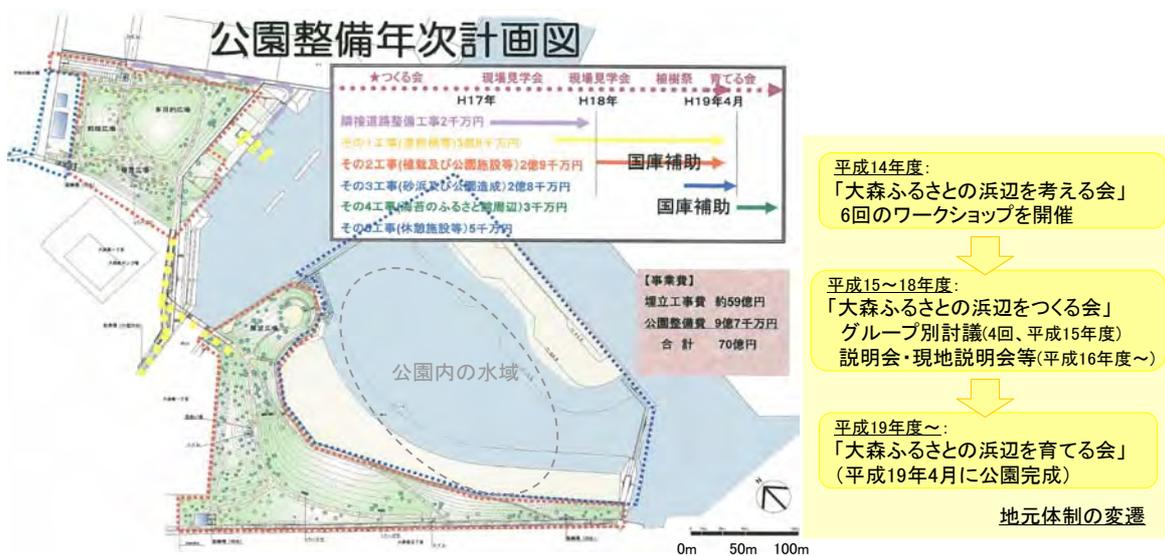
公園整備に当たって地元での合意形成が必要な計画・設計段階(2年間程度)において、通常の説明会形式とは異なり、ワークショップ形式での濃密な地元住民による議論・合意形成が行われた。当初は、様々な団体から区へ強い要望が寄せられ取りまとめに苦慮されたが、住民同士ということで、相手の意見を聞いて公平な立場で意見を集約することが可能となった。ただし、この形式は参加者の負担も大きいため、その後は現地説明会等のイベントも交えた説明会形式にて住民参加が継続された。

住民参加型の公園管理スキームがあるため、無理なく管理が継続

公園内に残る水域も含めて公園域は大田区の管理下にある。大田区では、地域住民が主体となる「ふれあいパーク活動」など区民による除草・清掃作業などの公園管理手法が、従前から行われている。そのため、「考える会」を発展させた「育てる会」によるボランティアの清掃作業や海辺のイベントなどの様々な活動が無理のない形で継続できる仕組みとなっている。



図：「大森ふるさとの浜辺公園」の所在（出典：「市民参加による浅場の順応的管理」）



図：大森ふるさとの浜辺公園整備の年次計画図（出典：大田区提供資料）



図：「大森ふるさとの浜辺公園を育てる会」による公園管理の体制（出典：大田区提供資料）

[7]相模湾アーバンリゾートフェスティバル1990の取組み(神奈川県)

■ 取組みの概要・背景

1960年代以降の都市化の進展による海岸道路の渋滞、海水浴場の水質汚濁の進展、海洋レジャーの増加と多様化等により、様々な問題が深刻化してきたため、個別の対応策では効果が挙げられない状況となっていた。これに対して、「新神奈川計画」に基づく「地域計画」の策定を端緒として、次の3つの具体的な政策が積み重ねられた。

- ・湘南なぎさプラン：沿岸域の課題解決に向け、地域の暮らしにおける海とのかかわりの回復を意図して、昭和60年に湘南なぎさプランが策定された。藤沢から大磯までの約19kmの地域を対象として、特に国道134号と公園の整備が進められた。
- ・海浜の秩序ある利用計画：プレジャーボートと漁業者との調整などの新たな秩序形成を目指して、昭和63年に「海・浜の秩序ある利用計画」（対象範囲：横須賀市～湯河原町）が策定された。この中で、漁業関連施設や海洋レクリエーション施設（マリーナ）の整備が進められ、海の総合的イベントの開催が提案された。
- ・サーフ90：「相模湾アーバンリゾートフェスティバル1990」の略称で、平成2年に相模湾沿岸の13市町を舞台に開催された海の総合イベントの総称。課題解決の糸口をつくるために、「サーフ'90」でイベントを主催し、それを契機に活動を活性化したり、体制づくりを行った。翌平成3年に設立された（社）サーフ90交流協会の活動を通じて、平塚のビーチセンターやライフセービング活動の普及、海・浜の利用調整ルールづくりなど多様な成果のほか、（財）かながわ海岸美化財団も生まれている。また、ボランティア清掃等、市民活動のきっかけとなったものも多い。

■ この取組みで行われた沿岸管理の総合性

- ・ 県のイニシアチブのもと県と沿岸市町が連携して行った総合イベントをきっかけとして、相模湾沿岸域の各自治体において、「海・浜の利用ルール」が策定された。
- ・ このルールは、市民、行政（海上保安庁、警察、消防等を含む）、事業者、関係機関（漁協、レジャーや安全NPO等）等の多くの関係者による検討を経て、各自治体での多様な利害の調整に有効に機能した。一方、強制力のあるルールではないため、新たに生じる軋轢に対応しつつ、改定が重ねられている。

■ 成功のポイント

知事イニシアチブのもと、従来業務の枠にとらわれない現場に密着した活動

従来の県庁職員人事の慣例にとらわれずに、関連団体への出向等を含め、担当者の継続的な関与が維持された。また、中間管理職の自由な発想に基づき、県庁職員が実態把握のために直接、各種問題の現場に出向き利害関係者を丁寧に訪ね歩くことにより、解決に向けた試行錯誤を重ねた。

イベント方式の時限的、実験的取組みによる、縦割りを超越した活動

時限的特区ともいえるイベント方式により、従来の行政の縦割りや人事の壁を超えた活動を社会実験という形で実践し、参加者が効果を実感することで、継続的な活動に結びつけた。

マリンスポーツの隆盛等により、漁業者やマリンスポーツ愛好者の間でのトラブルや事故防止のためのルール策定の必要性が高まる

サーフ'90開催 1990年(平成2年)

(社)サーフ'90交流協会(1991年に設立、1999年に解散)
相模湾「海・浜ルールブック」逗子版を作成
主に海上利用のマナーやルールを中心に検討して策定 1993年(平成5年)

逗子マリン連盟(ウインドサーフィンショップ等が加盟する神奈川県登録の市民活動団体)
「海・浜ルールブック」逗子版の改定版を作成。 1999年(平成11年)

利用者間や利用のマナーにおいても問題や事故の増加

逗子市が「逗子海・浜のルールブック」作成 2005年(平成17年)

ルールブック作成過程

逗子市が市民、行政、事業者、関係機関で組織した「逗子海・浜のルール検討委員会」を設置、委員会はパブコメを経て、市長にルールブック案を報告。市がルールブックを作成。

(市民や来訪者の安全の確保、事故防止、海岸美化を図りつつ、憩いの場、市民の共有財産としての海と浜の良好な利用のためのルール)

- ▶深夜花火、犬の散歩、バーベキューなど砂浜の利用のルールを多く盛り込む。
- ▶海水浴場開設期間中と期間外の2通り分け作成。

図：逗子ルールブック策定経緯(サーフ90を契機とした沿岸市町の取組み例)

(出典：逗子市のホームページ)



図：逗子海・浜のルールブック(「海・浜の利用ルール」の例)

(出典：逗子市のホームページ)

[8]「安倍川総合土砂管理計画」の取組み（静岡県・安倍川）

■ 取組みの概要・背景

安倍川の流砂系は、源頭域の大谷崩に代表される重荒廃地を抱る日本屈指の急流河川で、そこからの流出土砂が堆積と移動を繰り返しながら安倍川を流下し、駿河湾に到達して沿岸漂砂となり静岡・清水海岸を形成している。

上流域の土砂生産・流出領域では土砂災害、中・下流河川領域では堤防の一部流出や高水敷が侵食されるなど偏流による被災が頻発し、また平成 23 年出水では土砂堆積の影響による顕著な河床上昇が生じた。一方、静岡・清水海岸が位置する駿河湾は、急峻な海底地形を有し、外洋からの波浪はほとんど減衰することなく海岸線に到達するため、海岸侵食と相まって度々高波浪による被害が発生している。

各領域では個別に防災対策を進めてきているが、原因となっている現象が、当該領域を超えたスケールにまたがっていることなどから、源頭部から海岸まで一貫した土砂の運動領域を対象に土砂に関わる課題を総合的に解決する視点にたった土砂管理計画を策定し土砂管理対策を実施することが必要となった。

そこで、国土交通省静岡河川事務所が中心となって平成 19 年 3 月に学識者、国、県の行政技術者からなる「安倍川総合土砂管理計画検討委員会」を発足させた。同委員会のもとで安倍川流砂系の土砂管理の適正化に向けて総合土砂管理計画の検討が始まり、平成 25 年 7 月に「安倍川総合土砂管理計画」が策定された。

■ この取組みで行われた総合的沿岸域管理

- ・山地や平野部、河口等の領域で起こっている土砂に関する問題は、個別の問題として対策を行うだけでは不十分な場合がある。その場合には、影響が及ぶ流砂系全体の問題として解決を図るべき、というのが総合的土砂管理の考え方である。本計画は、安倍川源流から三保半島に至る流砂系の広大な時空間スケールの土砂動態や土砂問題を実証的なアプローチにより把握することによって、国土の基盤を構成する一要素である土砂の移動を効果的に調整するための総合土砂管理計画となっている。
- ・本計画は関係機関と連携して、土砂生産・流出領域や海岸領域など関係者が異なる領域毎に実施する具体的な事業を検討していくうえでの指針となるものとしての役割を担っている。

■ 成功のポイント

全国 109 の一級水系初の科学的なデータに裏付けられた対策実施の基盤づくり

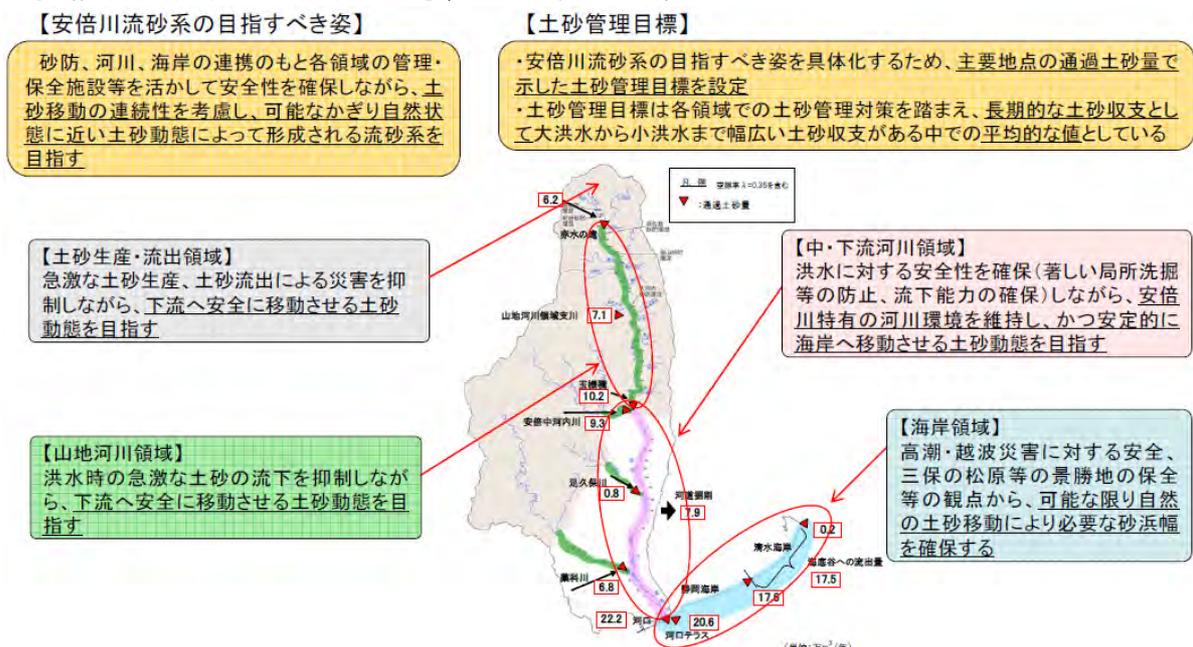
本計画は、全国 109 の一級水系では初となる総合土砂管理計画であり、かつ、主要な地点における具体的な数値目標（通過土砂量）を設定した計画としても初の策定である。この数値目標は、洪水時の河床変動を説明する解析モデルの構築から始まり、静岡・清水海岸における土砂移動、海浜変形の実態及び予測結果とともに、科学的なデータに裏付けられ設定されている。また、本計画では、関係機関の連携の方針を表のように定めており、各機関が「安倍川流砂系の目指すべき姿」の達成に向け対策を実施していく際の、目標と手段が明確にされたことは、取組みの推進を後押しするものとなっている。

関係者の意識の変化（土砂管理の意義や問題点・課題の共有化）

本計画は、関係行政機関（国・県）及び砂防・河川・海岸の各領域を専門とする学識経験者からなる「安倍川総合土砂管理計画検討委員会」が平成19年3月に設立され、平成25年までで10回の審議を経て計画が策定された。学識経験者からの助言や科学的根拠の積み重ねにより、関係者の間に土砂管理の意義や海岸侵食等の土砂に関する問題点や課題に対する理解が深まったことが成功のポイントの一つに挙げられる。

なお、安倍川流砂系内にある三保半島には、日本三大松原のひとつに数えられる「三保松原」がある。平成25年6月に富士山が世界文化遺産として登録され、三保松原についても構成資産として登録されたことも、関係行政機関や地域の人々の土砂管理の必要性に対する認識が一層高まる要因の一つとなっている。

<安倍川流砂系の目指すべき姿と土砂管理目標>



備考：図中の数字は健全な流砂系の確立に向けて設定された通過土砂量を示す。

出典：安倍川総合土砂管理計画 概要版（国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所）

<安倍川総合土砂管理計画における連携方針>

連携の方針	連携を図る主な機関	役割分担
防災、土砂管理全般に向けた連携	国土交通省 静岡河川事務所	砂防事業 河川事業 モニタリング・情報共有
	静岡県 静岡土木事務所	砂防事業 河川事業 海岸事業 モニタリング・情報共有
安倍川流砂系の環境保全に向けた連携	環境部局 (静岡県、静岡市)	情報共有
河川利用者等との連携	安倍川骨材事業協同組合	情報共有
	安倍薬科川漁業協同組合	情報共有
	市民活動団体	情報共有

※ その他、駿河湾域の流砂系の視点から、大井川や富士川における流砂系の改善対策との連携も視野に調整を図る

出典：安倍川総合土砂管理計画 概要版（国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所）

[9] 浜名湖のプレジャーボート不法係留対策の取組み（静岡県・浜名湖）

■ 取組みの概要・背景

浜名湖は静岡県の西部に位置し、南部は遠州灘に通じている。水域は河川区域、港湾区域、漁港区域があるため、複数の水域管理者で管理されている。

昭和 60 年以降、全国的にプレジャーボートの保有隻数が年々増加し、浜名湖でも、海洋性レクリエーション志向の高まりによりプレジャーボートが普及したが、多くが湖岸に不法係留された（平成 8 年度調査で放置艇 6,531 隻、内沈廃船 226 隻を確認した）状態にあり、放置艇・沈廃船による流水の阻害、景観破壊、油流出による環境汚染、漁業施設の被害等の諸問題が多く発生し、対策の必要性が高まった。

そこで、浜名湖における総合的な係船対策を目的として、平成 3 年 4 月に静岡県、浜名湖周辺の 2 市 5 町（現在の浜松市・湖西市）、企業・民間マリーナ団体、漁協等の多様な関係者で構成された「公益財団法人 浜名湖総合環境財団(以下、財団という。)」が設立された。

浜名湖におけるプレジャーボート係船対策は、平成 4 年度以降、県及び関係市町と財団が協力して、水域利用の適正化と係留保管施設の整備等を基本に計画的に進められてきた。その結果、平成 23 年 3 月末時点で約 3,300 隻の係留船の暫定係留施設から恒久係留施設への移動が完了して 10 年以上にわたる係船対策に大きな成果と区切りを迎え、現在は新たな放置艇・不法投棄の発生を防止するため、財団、海上保安署、警察署等が協力しながら、不法係留船・沈廃船パトロールを継続的に実施している。また、これらの取組みにより、浜名湖の関係者、利用者、地域住民の意識変革が生じ、浜名湖の環境に配慮するようになったという副次的な効果もみられている。

このような取組みの効果として、地域の沿岸域の課題に対して実質的な解決につながり、関係者間の信頼関係が構築されてより協力的な管理が可能となり、地元の利益や地域の発展に貢献することができたと考えられる。

■ この取組みで行われた総合的沿岸域管理

- ・係船対策を進めて行く上で、関係行政機関のみでなく、マリンメーカー・民間マリーナ・漁協などで構成される組織（財団）が設置され、同組織が取組みのコーディネーターの役割を果たして取組みを推進した。
- ・浜名湖の総合的な係船対策という目標達成のため、「静岡県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」が施行され、所有者（所有権、占有権、使用権を有する者）の責務、県の責務、事業者（製造、輸入、販売、保管を業とする者）の責務、市町村の責務、届出・表示の義務、利用推進調整会議の設置等が定められ、関係する全ての関係者が一体となった取組みが行われた。
- ・関係する市町ごとに地域協議会を設置し、係留区域、暫定係留区域が設定された。

■ 成功のポイント

多様な関係者間の連携と役割分担

浜名湖のプレジャーボート放置艇・係船対策の問題の性質、範囲、誰の問題であるか等、関わりを深く理解してもらうため、以下のように多様な関係者間の連携と役割分担ができたことが、その後の、プレジャーボート放置艇・係船対策を推進できた大きな要因と考えられる。

- ・関係行政機関のみでなく、マリンメーカー・民間マリーナ・漁協などが、計画推進組織

[10]「伊勢湾再生行動計画」に基づく取組み（伊勢湾）

■ 取組みの概要・背景

伊勢湾は 2,342 km² の水域面積を持つ我が国最大級の内湾である。

伊勢湾では、産業・物流機能の維持・高度化、防災、漁業等に配慮しつつ、良好な環境の実現を目指し様々な取組みが行われてきた。しかし、依然として赤潮、苦潮（青潮）、貧酸素水塊の発生、干潟、浅場、藻場の減少、自然海岸の減少等の問題が多く残されており、伊勢湾流域圏の持続的な発展を目指し、伊勢湾の環境改善に向けた産官学と沿岸域及び流域の人々、NPO による取組みを継続していく必要がある。

そのような中、平成 13 年の都市再生プロジェクト第三次決定を受け、東京湾、大阪湾に続き、平成 18 年 2 月に関係省庁及び関係地方公共団体等による「伊勢湾再生推進会議」が設立された。平成 19 年 3 月に関係機関の連携のもとで総合的な伊勢湾再生への取組みと地域活性化の醸成を重点に置いた総合的な「伊勢湾とその流域の環境改善」のための「伊勢湾再生行動計画」が策定された。同計画策定後は「健全な水・物質循環の構築」、「多様な生態系の回復」、「生活空間での憩い・安らぎ空間の充実」の 3 つの基本方針に沿って、これらを推進するとともに、毎年のフォローアップ、3 年ごとの中間評価と見直しが行われている。

平成 25 年度の中間評価では、伊勢湾流域圏の環境は施策実施によって、河川では流入負荷の低減等により水質改善がされ、また海域では底質の改良により底生生物の生息・生育環境の改善等が見られるなど着実な成果が確認されている。平成 26 年度には中間評価を踏まえた行動計画の見直しが行われる。

■ この取組みで行われた総合的沿岸域管理

- ・伊勢湾再生に向けて汚濁負荷の削減、森林・農地等の保全・整備、海域の底質改善、水質浄化機能の保全・再生・創出、干潟・浅場・藻場等の保全・再生・創出、人と海とのふれあいの場・機会の創出、汚濁機構・再生メカニズムの検討等に取り組んでおり、施策効果の検証や効率的・効果的な施策検討のためのモニタリングも実施していく必要があるとし、伊勢湾の環境を総合的に捉え、管理主体間の連携の下で、環境監視や施策効果の確認、汚濁機構解明のためのモニタリングなどが行われ、科学的知見に基づく情報の関係者間での共有が図られている。
- ・伊勢湾再生を強力に推進するためには、行政等の管理主体のみならず伊勢湾流域の住民が伊勢湾に関心を持つことが重要であることから、流域住民や行政機関、企業、大学等研究機関、NPO 等が協働して取り組むことのできる「伊勢湾流域圏一斉モニタリング（夏季の同時期に流域圏の河川及び海域での水質調査）」が行われている。

■ 成功のポイント

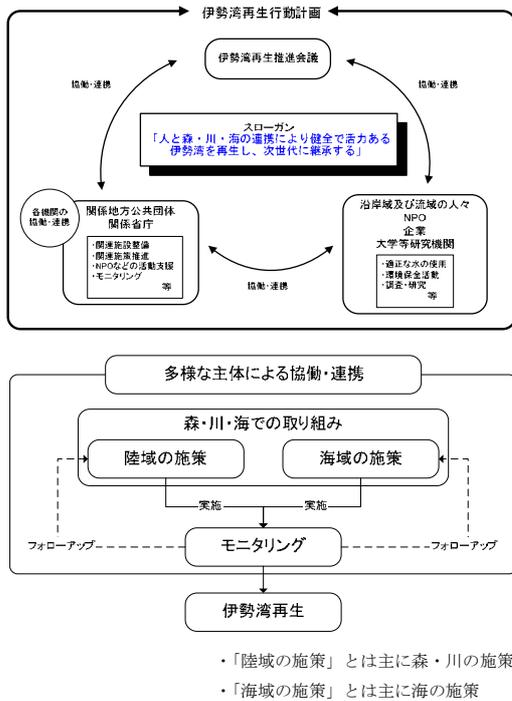
多様な主体が連携・協働するためのツールとして活用されている伊勢湾流域圏一斉モニタリング

「伊勢湾流域圏一斉モニタリング」については、平成 21 年以来継続して実施されている。観測結果の確定版が報告されている平成 25 年度報告をみると、参加団体数は全 112 団体、総調査地点数は 645 地点（陸域 487 地点、海域 158 地点）であった。

一斉モニタリングの開始時（平成 21 年度）における参加団体数は全 95 団体、総調査地点数は 439 地点（陸域 342、海域 97）であったことから、年によって多少の増減はあるが、モニタリングの参加者数や調査地点数も取組み開始時と比較すると着実に増加している。

また、参加者も行政機関のほかに企業や学校、NPO 法人や市民団体、個人となっており、幅広い層がモニタリングに参画している。特徴的な点は、海の水質が悪くなりやすい“夏季”に“調査日をそろえて実施する”ことであり、森・川・海の繋がりや環境の変化やメカニズムについて知るきっかけとなることや、伊勢湾再生に多くの人が関わっていることをシンプルに表現することができ、多様な主体が連携・協働するシンボリックな取組みとなっている。

<伊勢湾再生の推進体制>



<一斉モニタリング調査地点 (H25) >



出典：伊勢湾再生行動計画（第1回見直し版） 出典：H25 伊勢湾流域圏一斉モニタリング報告書（確定版）

<協働・連携の状況（一斉モニタリング実施状況）>

海での調査例（民間企業）



川での調査例（小学校）



出典：H25 伊勢湾流域圏一斉モニタリング報告書（確定版）

[11]「三河湾環境再生プロジェクト」の取組み（愛知県）

■ 取組みの概要・背景

三河湾は愛知県にあり、渥美半島と知多半島に囲まれた内湾である。湾口が狭く、外海との海水交換が小さいことに加え、矢作川や豊川など多くの河川が存在により栄養塩類が豊富であるため、沿岸性の動植物が数多く生息しており、古来より魚介類の宝庫、全国有数の優れた漁場として利用されてきた歴史を有している。その一方で、外海との海水交換が行われにくいことから、汚濁物質が蓄積しやすい典型的な閉鎖性水域となっている。

このような特徴を持つ三河湾の水環境は、流域からの生活排水や産業排水等の汚濁負荷により、富栄養化が進みやすい状態となっている。さらに、海底に堆積した有機汚泥（ヘドロ）が富栄養化を促進させるなど湾内の環境に大きな影響を与えている。例えば、夏季になると毎年、貧酸素水塊が発生しており、その中でも平成13年、平成14年、平成20年には大規模な苦潮（青潮）が発生し、水産生物に多大な被害を及ぼしている。

そのため、三河湾をかつてのような里海にしようと、国土交通省中部地方整備局の「三河湾流域圏会議」や「伊勢湾再生海域検討会 三河湾部会」、環境省の「海域の物質循環健全化計画（海域ヘルシープラン）」など、様々な取組みが進められている。愛知県では、平成23年度に三河湾里海再生推進特別チームで取りまとめられた「三河湾里海再生プログラム」に続き、関係者による前述のような様々な取組みを受けて、平成24年度に「三河湾環境再生プロジェクト」を立ち上げた。

■ この取組みで行われた総合的沿岸域管理

- ・これまでに各関係機関によって検討されてきた数多くの三河湾環境再生の取組みを比較・検討すると、全体的には干潟・浅場・藻場の保全・再生、深掘跡の埋戻し、流域住民への里海の意識啓発といった点で多くの共通点がみられた。三河湾はその沿岸域の全てが愛知県内に位置し、愛知県民との関わりも極めて深いことから、愛知県が主体となって、これら既存の計画及び課題を十分に吟味・整理し、課題解決のための総合的な取組みの実施を目的として「三河湾環境再生プロジェクト行動計画」を策定した。
- ・行動計画の策定に当たっては、学識者、NPO、漁業、流通業、観光業、レジャー業の関係者から構成される「三河湾環境再生プロジェクト推進委員会」が立ち上げられ、三河湾の環境をめぐる現状と課題、国や県の検討委員会が策定した計画内容や最新事例を踏まえ、それぞれの専門的立場から検討が重ねられた。また、広く県民の意見を聞くため、「三河湾の環境再生に向けて、今、私たちは何をすべきか？」との問いかけをテーマとしたワークショップ及び「干潟・浅場の保全・造成」をテーマとしたセミナーが開催された。

■ 成功のポイント

既存計画や既存知見の収集・整理による論点の明確化

- ・国土交通省や環境省など6つの組織が策定した既存計画に加え、三河湾の環境に関する多くの科学論文が収集・整理された。その結果、特に三河湾環境再生に大きく寄与する干潟・浅場の保全・造成の実現方法について論点が明確になった。また、一年間という比較的短い期間で行動計画が策定されたことも、既存計画や既存知見の収集・整理による効果のひとつと考えられる。

学識者の強力なイニシアチブによるプロジェクトの推進

・「三河湾環境再生プロジェクト推進委員会」の委員のうち、学識経験者は全てかねてから三河湾の環境再生に関わってきており、関係する6つの既存計画の検討にも委員として参画していた。学識経験者が三河湾の現状や課題に精通しており、三河湾の環境再生方策について共通認識を有していたこと、さらに本プロジェクトを契機に実行性の高い計画を策定し、再生のための施策を速やかに実行することを目指して、学識経験者が強力なイニシアチブを発揮して議論をけん引したことが成功のポイントと考えられる。なお、NPOや漁業関係者の中にも同様の計画検討に委員として参画してきた者がいたことも、各関係者の協働・連携に寄与し、より深い議論が行われた要因の一つと考えられる。

＜検討組織ごとの干潟・浅場造成に関する施策一覧＞

施策名	三河湾里海再生検討報告書	伊勢湾再生行動計画	伊勢湾再生海域推進プログラム	三河湾の貧酸素水塊発生抑制に向けて	三河湾流域圏再生行動計画	三河湾ヘルシープラン	
組織名	三河湾里海再生推進特別チーム	伊勢湾再生推進会議	伊勢湾再生海域検討会	伊勢湾再生海域検討会三河湾部会	三河湾流域圏会議	海域の物質循環健全化計画三河湾地域検討委員会	
事務局	愛知県環境部、農林水産部、建設部	国土交通省中部地方整備局企画部	国土交通省中部地方整備局港湾空港部、第四管区海上保安部	国土交通省中部地方整備局三河湾事務所、愛知県建設部	国土交通省豊橋河川事務所	環境省	
干潟・浅場の造成	現状・必要性	推進	推進	推進	推進	推進	
	場所の選定	推進 三河湾東奥部と濃栗植込場内	-	シミュレーションにより検討	推進 条件設定あり	-	推進 条件設定あり
	造成規模・期間	5年間で約50ha造成予定	-	-	約470haを検討	H27年までの計画が短期	-
	造成材の調達	浚渫土砂を中詰材として活用	-	河口余剰土砂の活用	土砂管理システムの構築	良質な強土の利活用を検討	流域連携
	造成材の保管場所、費用負担	-	-	-	検討中	課題を指摘	-
干潟・浅場及び海域のモニタリング	推進 継続実施	推進	推進	-	推進 継続実施、住民参加	推進 継続実施	
干潟・浅場・藻場の保全活動の支援	推進 漁業者を中心に支援	推進 清掃活動等の支援	推進 資金調達の支援	-	推進 多様な主体との協働・連携	推進 調査研究の推進	
干潟・浅場等を通じた里海に関する啓発活動	推進	推進	推進	推進	推進	推進	

出典：「三河湾環境再生プロジェクト行動計画」（平成26年3月、愛知県）

＜三河湾の環境に関する科学文献情報の概要＞

項目	内容	代表的な最近の知見
実態把握 機構解明	植物プランクトン生産機構、物質収支の解明(赤潮・貧酸素化の発生機構)	Suzuki et al.(1987), Suzuki and Matsukawa(1987), 鈴木(1998)
	赤潮、貧酸素と干潟・浅場の関係	鈴木ら(1998a, 1998b, 2003, 2011など), Suzuki(2004), 山本ら(2006), 渡辺・中田(2006), 石田・青山(2012)
	貧酸素化と湾内の生態系の関係	
	干潟・浅場	水質浄化機能の定量化 青山ら(1996), 青山・鈴木(1997), 鈴木ら(2000), 鈴木(2000)
対策の効果	浚渫産地	浚渫産地とその周辺海域の実態 中村(2006), 武田・石田(2006), 石田・鈴木(2006), 金子ら(2011a, b), 和久ら(2011)
		デッドゾンの実態 和久ら(2012)
	干潟・浅場	造成による環境修復効果 今尾ら(2003), 武田ら(2005), 武田ら(2007)
		造成手法の検討 今尾ら(2001), 今尾・鈴木(2004)
	浚渫・覆砂	埋戻しの効果 橋口ら(2010, 2012), 大見ら(2010)
	水質総量規制	浚渫・覆砂の効果 水質総量規制の効果 水質総量規制がノリ養殖・漁業生産に及ぼす影響 石田・鈴木(2008), 大橋ら(2008)

出典：第3回三河湾環境再生プロジェクト推進委員会 資料5